

(財) 日揮社会福祉財団 社会福祉助成事業申込要領

1. 目 的

神奈川県における障害者、および高齢者等に対し社会福祉活動を行っている団体およびボランティア組織に対し援助を行い、もって県下の社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

2. 助成事業

社会福祉活動に対する助成

3. 助成対象

上記目的を達成することができる公的機関、民間団体あるいは組織。

4. 募 集

公 募・推 薦

5. 募集期間

毎年5月1日～5月31日（必着）

6. 選考基準

次の条件のいずれかを満たすものとする。

- 1) 社会的要請が強く、且つ眞に助成の必要性が高いと判断されるもの
- 2) 優れた実績をもち、本財団の目的に沿った実効を具現すると判断されるもの
尚、近年複数回に亘り当財団の助成を受けている場合は優先度が低くなります。

7. 助成の決定と通知

当財団の審査委員会が選考基準にもとづいて審査し、評議員会の審議を経て理事会において助成対象先および助成内容を決定する。

採否の結果は決定次第申込者宛文書にて通知する。

なお、採否の理由についてのお問い合わせには応じかねますのでご了承下さい。

8. 助成金の贈呈

次のいずれかに該当したのちに、原則として現金にて贈呈する。

1) 物品購入の場合

物品の購入が終わり、実施報告書および領収書(写)、その他特に必要とする書類の提出完了後。

2) 事業活動費・事業運営経費助成の場合

事業の実施計画書またはこれに代わるもの、その他必要とする書類の提出完了後。

9. 報告の義務

事業助成の場合、事業年度終了後2ヵ月以内に結果の報告と助成金使途明細の報告を提出する。